

資料 7 - 1

労働検討会・中間取りまとめの概要

労働検討会の検討事項

労働関係事件に関し、民事調停の特別な類型として、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する労働調停を導入

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の可否

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方

労働関係事件への総合的な対応強化

中間取りまとめの概要

1. 労働審判制度（仮称）の導入

- ・ 個別労働関係事件を簡易迅速に解決する新しい紛争解決手続を導入する。
- ・ 労働調停制度を基礎とする。
- ・ 裁判官と労働関係の専門的な知識経験を有する者とが、合議により、権利義務関係を踏まえつつ事件の内容に即した解決案を決する。

2. 労働関係事件の訴訟手続の更なる適正・迅速化

- ・ 今般の民事訴訟法の改正等を踏まえ、訴訟実務における運用の改善に努める。

3. 労働委員会命令の取消訴訟における新証拠の提出制限の検討

- ・ 労働委員会の審査で提出を命じられたにもかかわらず提出しなかった証拠を、救済命令の取消訴訟で提出することに何らかの制限を課することについて引き続き検討する。